

学校施設の概要

(けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校 体育館)

1 施設概要

学校名	建築年	施設名	面積
けやき小学校 (西東京市芝久保町5-7-1)	平成15年	体育館	1,158 m ²
		会議室	85 m ²
		特別教室	111 m ²
		講堂兼視聴覚室	332 m ²
青嵐中学校 (西東京市北町2-13-17)	平成19年	体育館	1,136 m ²
		会議室	65 m ²
		特別教室	112 m ²
		武道場	411 m ²
		多目的室	403 m ²
保谷中学校 (西東京市保谷町1-17-4)	平成20年	体育館	1,139 m ²
		多目的室	161 m ²

2 施設の使用根拠

西東京市立学校施設使用条例及び同条例施行規則の規定に基づき、学校教育上支障がないと認める限り、学校施設を社会教育のために供している。

3 使用時間

原則として、午前8時から午後9時まで(年末年始は除く)。

4 使用状況

各校の施設毎の使用件数や主な使用内容は次のとおりであり、体育館の使用に比べ会議室等の使用が少なくなっているが、これは市民交流施設等の他施設を活用しているためと推察する。

令和2年度使用実績(速報値)

学校名	施設名	使用件数	内、有料件数	主な使用内容
けやき小学校	体育館	240件	179件	バドミントン、よさこいソーラン踊り、バレーボール
	講堂等	20件		チアダンス、体操、護身術
	合計	260件		
青嵐中学校	体育館	56件	56件	バスケットボール、バドミントン、新体操
	武道場	0件		
	会議室等	0件		
	合計	56件		
保谷中学校	体育館	176件	206件	バスケットボール、バレーボール、バドミントン
	多目的室	30件		空手、フィジカルアップ
	合計	206件		

※ただし、令和2年度は緊急事態宣言発出時等は貸出できなかった期間等あり

5 使用料設定の考え方

合併以後に建設(建替)した4校(けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校、中原小学校)については、建設時点から地域開放を想定しており、原則として施設使用料を徴収することとし、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針(令和元年度改定版)」に基づき、原則3年ごとに使用料の見直しを行っている。

施設使用に伴う受益者負担割合の区分については「性質別分類表」及び「サービス機能の位置づけ」から、受益者負担を主に50%とするものであり、資料2-1～2-3「使用料原価計算書」のとおり原価計算を行い、学校施設使用料の1時間あたり原価は、資料3「学校使用料算出表」のとおり算出された。

6 都内26市の学校施設使用料の検証

資料4-1のとおり、体育館については各市、1時間あたりの使用料を100円から1,400円の範囲、特別教室等については、施設の規模や設備に応じ、1時間あたりの使用料を70円から2,500円の範囲で設定している。

また、資料4-2のとおり、校庭・テニスコートについては、使用用途に関わらず、一律の料金設定としている市が大半である。

学校施設(けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校)の既存の施設使用料については、原価計算結果に基づく適正価格を踏まえ、都内26市の料金設定と大きな乖離が見られないことから、現行の使用料が妥当と考える。

7 検証の結果

以上のことから、学校施設(けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校)の既存の施設使用料については、現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。